

平成 26 年 8 月 26 日 (火)  
自民党厚生労働部会 開始時  
解禁 (12:00 メド)

【照会先】(代表電話) 03(3595)1111  
社会保障担当参事官室(直通電話) 03(3595)2159  
室長補佐 荻原和宏(内線 7706)  
政策第二係長 吉田啓(内線 7693)  
労働政策担当参事官室(直通電話) 03(3502)6726  
室長補佐 岸田京子(内線 7726)  
政策第一係長 安藤卓也(内線 7720)

## 平成 27 年度 厚生労働省 主な税制改正要望 (案)

※項目の前に\*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

### 子ども・子育て

#### \*○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置

〔不動産取得税、固定資産税、事業所得税、都市計画税等〕

新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずるなど、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う所要の措置を講ずる。

### 就労促進等

#### \*○ 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充

〔所得税、法人税〕

企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。

また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。

#### ○ 若者育成認定企業(仮称)に係る割増償却制度の創設

〔所得税、法人税〕

企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業(仮称)が取得等した研修施設等の建物やOA機器等の設備についての割増償却制度を創設する。

## 健康・医療関係

### ○ セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や、一定の品目数の一般用医薬品等を販売する等、適切な販売体制などを有する薬局（健康ナビステーション（仮称））のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設する。

### ○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間2.5万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

### ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② 紙巻たばこ旧3級品の税率の経過措置を廃止する。
- ③ かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

### ○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

＜参考＞ 平成26年度税制改正大綱（平成25年12月12日 自由民主党・公明党）（抄）

#### 第三 検討事項

- 11 医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ **社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続**

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続**

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

＜参考＞ 平成26年度税制改正大綱(平成 25 年 12 月 12 日 自由民主党・公明党) (抄)

第三 検討事項

- 16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ **社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

「日本再興戦略」改訂 2014」等を踏まえ、社会医療法人の認定要件の見直しを行うに当たり、現在社会医療法人に措置されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。また、周辺環境の変化等により要件を満たせなくなって認定を取り消された医療法人について、一定の要件を満たす場合には、過去に認定を受けていた時期における収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。

\* ○ **研究開発税制(総額型)の控除限度額拡充の恒久化等**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制について、平成26年度末で期限を迎える総額型の控除限度額の拡充措置(税額控除限度額を法人税額の20%から30%に拡充)の恒久化などを行う。

## 医療保険関係

- **医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置** 〔国民健康保険税等〕  
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、「日本再興戦略」改訂 2014」等を踏まえ、
- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の解決に向けた方策や、運営に関する都道府県と市町村の役割分担の在り方
  - ② 個人の健康・予防に向けた取組に応じて、各被保険者の保険料に差を設けることを可能とするなどのインセンティブの導入
- 等について検討を行い、その結果を踏まえ、次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

## 介護・社会福祉関係

- **介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置** 〔法人税、法人住民税等〕  
介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。
- **社会福祉法人制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税等〕  
社会福祉法人制度等については、社会保障審議会福祉部会において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

## 年金関係

### \* ○ 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略」改訂2014においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

## 生活衛生関係

### ○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を、2年間延長する。